運営会議たより

9月/2024年/NO.59

■発行:特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議（認定法人）[鎌倉市市民活動センター指定管理者]
■TEL/FAX:0467-60-4555　■E-mail:rep@npo-kamakura.org　■http:// npo-kama.sakura.ne.jp/uk/

特集１　：　理 事 紹 介
　　２　：　第６期指定管理が求めているもの

「協働のまち、鎌倉」の実現を



去る５月25日の通常総会で理事に選出され、続く５月27日の理事会で理事長に選任された小島政行です。

着任のあいさつが遅れた点、深くお詫びします。

現在は、中川副理事長、雨宮事務局長、佐野副事務局長に加え、臨時総会で選任されました兵藤理事を加えての５名体制で、理事会としての意思決定を行い、ほぼほぼ順調に推移しています。

ほぼほぼと書きましたのは、9月17日締め切り、10月10日プレゼン、10月末結果発表というタイトな日程の中で、第６期の指定管理者に応募しており、そちらへの傾注に「置き去りにされた課題」がないこともない、という状況だからです。しばしのご猶予をいただきたく。

昨年度まで、私はチャンスがあればNPOセンターの存在理由は、「市民活動の活性化とすそ野の拡大」といってきました。今年度は、もう少し視野を広げ、「魅力と活力のある鎌倉をつくるために」と言い続けることにしたいと思います。

そして、５年後に「協働のまち、鎌倉」を実現したいと思います。

正会員の皆様には、通常総会に続く、臨時総会にご協力をいただき、大変に感謝しています。総会だけでなく、日常的に意見交換のみならず、実践的な側面で協働体制を築きたいと思っています。11月に予定しています正会員全員会議での、皆様との意見交換をお願いします。

NPOセンターの日常的な運営は、雨宮センター長、大津センター長補佐、そしてスタッフ職員の力で滞りなく行われています。センターに入ってこられる皆さんの一言目は、暑いですね！

この暑さ、当分続くのでしょうか？そして急激な冬への移行がなされるのでしょうか？

会員の皆様におかれては、十分に体調にご留意ください。　　（理事長　小島政行）

■*鎌倉市市民活動センター運営会議（以下、運営会議）は、*
市民活動の支援を目的とする中間支援組織です
■*運営会議は、NPO センター鎌倉・大船2館の指定管理者です*
■*鎌倉における市民活動の活性化と自立を支援し、共に豊かな地域社会をめざします*

■ 理 事 紹 介

明治生まれの祖父が、鎌倉ハムに勤めるために岡本に住まいを構えてからの、三代目鎌倉市民です。鎌倉市市民活動センター運営会議については、神奈川県 NPO 協働推進課に勤務していた 10 年程前に知り、県内の NPO 法人の中でも、歴史ある立派な団体だと認識していました。

認定 NPO 法人制度が始まった際には、中間支援組織として模範となるべく真っ先に認定取得し、神奈川県の条例個別指定制度を頼ることなく、寄附のみで認定を取得していて、さすが鎌倉、余裕のある方々が支援くださる土壌があるのだと勝手なイメージもありました。



2 年前にセンタースタッフとなった際には、全国に先駆けて公設民営で NPO センターの運営を開始したのだと教えて頂き、市民の自治意識が高くアツいのだと納得しました。

理事に立候補したのは、他でもありません、この先人の築いた歴史を未来の人達に繋げたい思いからです。設立から 25 年が経ち、取り巻く状況も変化していますが、生き残るために適応しながら、大切に先に繋げていければと考えています。また、職務によってたまたま知った NPO 法人アレコレを、鎌倉の市民活動にお役立ていただけたら本望です。

（中川 麻希子）

正会員、登録団体の皆様はじめまして。第 25 回通常総会（令和 6 年 5 月 25 日）にて理事に信任いただきました佐野箇美（さのかずみ、61 歳、男）です。

定年退職を機に鎌倉市（材木座）へ移住し早くも 1 年半が経過しました。恥ずかしながらサラリーマン時代は NPO やボランティア活動等に全く縁のない生活だったため、退職後は地元に少しでも貢献できるようにと自治会活動のお手伝いに参加したことがすべての始まりでした。

そこでの交流がきっかけで登録団体である「鎌倉ガーディアンズ」のメンバーとなり、NPO（ボランティア）活動参加の端緒となりました。余談ですが、自治会やガーディアンズの活動もそれほど頻繁にあるわけではなく、退職 2 年目からは社会福祉協議会が運営する老人福祉センターにて非常勤の仕事も始め、高齢者（70～80 歳代）の元気さに驚かされる毎日です。



（佐野 箇美）

まだまだ地域のお役に立てている実感はありませんが、縁あって運営会議理事に選出され、関係する NPO 組織や活動する老若男女メンバーと接点をもつに至り、その活動の広さ奥行きや関係者の熱量の多さに感心することしきりです。鎌倉へ転居したこと、NPO や運営会議に関わることとなった運命を受け入れ、重責を担う理事として正会員・登録団体の皆さんはもちろん、自分同様新たに活動へ参加しようとする人達も含めて関係各位のお役に立てるよう努力していきます。そのことが僅かでも地元貢献へと繋がっていくことを自ら期待しながら。

今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

■第６期指定管理が求めているもの

私たちは今、第５期指定管理の最終年度にいます。2025 年度（令和７年度）から第６期の指定管理期間になり、過日その募集要項が発表になりました。第６期は５年間、7500 万円超の指定管理事業になります。

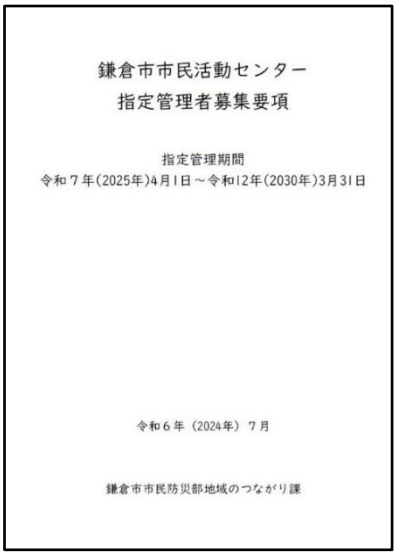
競合が考えられるので、この時点でこちらの計画を明らかにすることはできません。
第６期で大きく変わるところを、仕様書を読み解く、という形で箇条書きします。
まず、皆さんと登録団体の方に、ダイレクトに影響するところは、

（１）NPO センター大船が無人化されます。オートロック、PIN コード開錠などに
（２）会議室予約がすべてオンラインに
（３）市民活動コーディネーターという担当者が必須に

明確に読み取れる制度変更は上記の通りですが、体制強化を求められているものとして
（４）相談業務の充実（発展的相談業務）
（５）エール事業支援
（６）人材育成
（７）多様な主体とのネットワーキング
（８）市業務課とのすり合わせ

これらの、広範、かつ深度のある指定管理業務に対応するために、従来の個人パワーに頼る NPO センターから組織としての対応力のある NPO センターへの変容が求められています。

そして、全体的な方向性として読み取れるところは、外に目を向けなさい！ということのように思います。市民活動現場への訪問、他市町村の中間支援組織の見学、研修など言葉を仕様書に散見することができます。


鎌倉市市民活動センター
指定管理者募集要項

指定管理期間
令和７年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

令和６年（2024年）７月

鎌倉市市民防災部地域のつながり課

今回の指定管理の目玉は「市民活動コーディネート業務」とその業務を遂行する「市民活動コーディネーター」という職責です。市民活動コーディネーターは、年間で 144 日の勤務が求められています。その職務は、次の４つと解釈しています。

（１）つなぐ　市民活動団体と鎌倉市、市民活動団体同士、市民活動団体と企業や学校、他の中間支援組織をつなぐ
（２）伴走する　単にマッチングするだけでなく、課題解決に至ったかをフォローし、積極的に、能動的に活動を支援する
（３）発展的相談　相談事項に対し、関連情報を提供する、企画書などの書き直しをする、など伴走につながる助走を確かなものにする
（４）人材育成　コーディネート業務を行うことのできる人材を NPO センターの中に、そして各団体の中に育成していく

この大きな責務を背負う市民活動コーディネーターについて、その実績、人柄が求められています。

（文責　小島政行）

■ 正会員全員会議の報告と次回開催のお知らせ

8 月 4 日（日）17 時半～19 時半、鎌倉駅西口のソンベカフェさんにて、令和 6 年度第 1 回の全員会議が開催され、会員 15 人が参加くださいました。

会の最初は、皆さま初めての体験の『笑いヨガ』を、日ごろ大船で教室を開催されている飛田睦美先生にご指導いただき、とにかく笑ってみました。こういったことの得意な方も、そうでない方も、チャレンジしてくださり、ありがとうございました。

その後、新しい会員の方もおられるので自己紹介を行ってから、この日は、鎌倉市市民活動センター指定管理者募集要項が発表された直後でありましたから、運営会議の事業の大半を占める、定款第５条（１）②にあります『鎌倉市市民活動センターの管理運営とこれに付随する事業』についても、会員の皆様から、ご意見やアイデアをいただき、闊達な話し合いが行われました。

なお、開催日程の変更によりご参加が叶わなかった皆さま、申し訳ございませんでした。





次回の全員会議は、**11 月 10 日（日）13 時半から** NPO センター鎌倉にて開催しますので、ご予定ください。

会　員　募　集

運営会議は会員によって支えられています
入会随時です。

〈会費〉
正 会 員　　個人正会員　2,000 円
賛助会員
　個人 1,000 円、２口以上
　団体 1,000 円、３口以上
正会員数　　126 名
賛助会員数　　16 名
賛助団体数　１６８団体　（９月現在）

鎌倉市市民活動センター運営会議は
「認定 NPO 法人」格を取得しています

“あなたのご寄附が、
鎌倉の街を元気にします”

ご寄附いただいた場合、「寄附金控除」制度が適用され、確定申告で税金の還付が受けられます
お問い合わせは運営会議事務局まで！！